

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



特に留意すべき事項と 最高裁の新たな判断

朝倉 洋子 (目黒)

はじめに

平成21年6月26日、国税庁長官から各国税局長等に宛てて、「平成21年度における事務運営に当たり特に留意すべき各事業年度に共通する事項について(平21・6・26官総1-39ほか)」と、「平成21事務年度における課税部(部門)の事務運営に当たり特に留意すべき事項について(平21・6・26課総2-28ほか)」という2件の「指示」が発達されました。

検索は【その他】「通達」の区分にキーワード「特に留意すべき事項」で検索できます。

目次はTAINS税務会計フォーラム発言番号8253に掲載してあります。
<http://www.zetrisi.gr.jp/>

この指示においては、職員全員が、これらの特に留意すべき事項の内容を十分に理解した上で、担当事務を的確に実施するとともに、各事務系統間の連携・協調を図ることにより、課税部門全体として効果的な事務運営が行われるよう努めることとされています。

なお、「指示」とは、平成12年5月24日に発達された国税庁訓令第1号の第3条(行政文書の類型)の6号に「職務上の命令で、個別の事務の取扱い又は運営に関する具体的な命令事項となるもの(平17・6・21改

正)と定められているものです(この訓令は【その他】「通達」でキーワード「訓令」指示」で検索し、読むことができます)。

1. 特に留意すべき事項

課税部門の「特に留意すべき事項」の中では、次の箇所に注目したいと思えます。

2. 審理事務の充実 審理能力の向上

各税法の平成21年度改正について研修等を適切に実施するとともに、調査担当者に対しては、審理能力の向上のため、①判決や裁決において取り消された事案の調査審理上の問題点、②判決において新たに示された法解釈、③事実認定に関する裁判所や審判所の考え方など局関係課からの情報を基に、局審理専門官等を活用するなどしてより実践的な研修を実施する。

ここでは、判決や裁決において取り消された事案の重要性が指摘されています。

納税者の主張が認容され、課税処分が取り消された裁決の内容を税務署に周知することの有益性については、既に平成12年11月、

当時の総務庁行政監察局により「税務行政監察結果報告書」の中で「公表の拡充の余地」として「審査請求における裁決の内容については可能な限り公表案件を拡充していく必要がある。」と指摘されていたところですが、最高裁でも破棄判決が相次いでいる現在、納税者、税理士にとっても、見過ごせない問題が提起されていると考えます。

2. 最高裁の新たな判断

平成22年6月3日、最高裁は、固定資産税に関する国家賠償請求訴訟について、新たな判断を示しました。

本件は、上告人所有の冷凍倉庫の固定資産税等につき、昭和62年度から平成13年度まで、一般用の倉庫として評価を誤った違法があり、このような評価の誤りについて過失が認められると主張して、所定の不服申立手続を経ることなく、被上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、上記各年度に係る固定資産税等の過納金及び弁護士費用相当額の損害賠償等を求めたという事案です。

最高裁判所第一小法廷は、次のように判示して原審に差し戻しました。

「行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、あらかじめ、当該行政処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならぬものではない。

このことは、当該行政処分が金銭を納付させることを直接の目的としており、

その違法を理由とする国家賠償請求を認容したとすれば、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られるという場合であっても異なるものというべきである。

3. 国家賠償請求に CSU

戦前においては、国は誤ることがないという大前提に立ち、「国家無責任の原則」又は「公権力無責任の原則」により支配されていた。

昭和22年に定められた現在の国家賠償法は、全部で僅か6条という短い法律によって成り立っており、その第一条において、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたときはこれを賠償すると定めています。

更に、TAINSには、実務家であれば思いつかないような便利なキーワードがあって、探しているキーワードの頭に「220」をつけると、その争点につき納税者が勝訴した事件のみを検索することができ、一部取消しの場合には「110 国家賠償請求」となります。では、「220 国家賠償請求」というキーワードで全税目にわたり検索してみましよう。請求の全部が認容された6件がヒットします。

差戻し後の高裁判決の結果に注目しつつ、この新たな判断を実務に生かしていただきたいと思っております。

4. 国賠訴訟の検索 方法

①キーワード「認容」
国家賠償請求訴訟については、現在、請求の一部が

認容されたもの21件、全部が認容されたもの6件が収録されています。

国家に賠償を求めて訴訟を提起するのですから、通常の取消訴訟とは異なり、課税処分の取消しを求めるという前提がありません。

そこで、国家賠償の場合には、「一部取消し」ではなく、「一部認容」又は「認容」がキーワードになります。

②キーワード「期間制限」
国家賠償請求訴訟については、30年にわたり過大徴収が続いていた平成21年4月23日の名古屋高裁判決や、平成4年2月24日の浦和地裁判決(八潮判決)などが通常の期間制限を超えて、納税者の国家賠償請求を認めています。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室
03・5496・1416

会務補償制度保険のご案内

総務部

本会では、会員及び役員が本会の開催する総会、理事会等の会議又は研修会等に出席又は参加中に被ったケガや特定疾病に対して保険金を支払う保険に加入いたしましたので、ご案内いたします。

対象条件等は、以下のとおりです。

- 対象条件
 - ①本会理事会、支部長会、各部委員会会議等の出席
 - ②本会総会の出席
 - ③本会研修会等の参加
 - ④本会会員相談室等の相談員
- 保険金額(傷害・疾病とも同じ)
 - 災害死亡補償 10,000,000円
 - 後遺障害補償 最高 10,000,000円
 - 療養補償(入院日額) 10,000円
 - 療養補償(手術) 手術の種類により入院日額の10倍・20倍・40倍
 - 療養補償(通院日額) 5,000円
- 手続き

傷害又は疾病が生じた場合、直ちに本会事務局総務課(TEL:03-3356-4462)までご連絡ください。

事故発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡のない場合は、保険金がお支払いできない場合があります。

※1 本会厚生部行事(支部対抗野球大会、ゴルフ大会)及び本会の税務支援活動にかかる無料税務相談の参加については、別途保険に加入しているので対象外です。

※2 支部主催の会議・研修会等は対象外です。ただし、本会と共催であれば対象となります。

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
対象となる損害	対象条件中に偶然発生した本会会員・役員(注1)または特定疾病(注2)〔補償適用の原因(注3)〕といたしまして、保険金をお支払いします。	故意・重過失/被補償者の自殺行為・闘争行為/犯罪行為/被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用/被補償者の無資格運転・酒酔い運転/戦争・暴動/保険契約の始期直前12カ月以内に医師の治療を受け、また治療のために医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある特定疾病など
災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に本会会員・役員が死亡した場合。	
後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に本会会員・役員に後遺障害が生じた場合。支払割合は後遺障害の程度に応じて決定します。	
療養補償保険金	入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術保険金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合。療養補償保険金(入院日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。
【用語の説明】		(注3) 補償適用の原因:本会会員・役員が会議参加中およびその往復途上に被った損害または特定疾病。
(注1) 障害:会場での転倒によるケガをした場合、会議参加中の急性心筋梗塞を発病して入院した場合、会議に参加する途上で交通事故に遭った場合など (注2) 特定疾病:次の疾病をいいます。 急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症		